

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省3(Ⅷ-1-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

| 施策目標名(政策体系上の位置付け) | 生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること(施策目標Ⅷ-1-1) 基本目標Ⅷ: ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標1: 生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること | 担当 部局名 | 社会・援護局 | 作成責任者名 | 保護課長 池上 直樹 地域福祉課長 田仲 教泰 |
|-------------------|---|-----------|--------|--------|----------------------------|
| 施策の概要 | <p>【生活保護制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法(昭和25年法律第144号)第1条において、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とすることが規定されている。 ・保護の種類には、生活扶助、住宅扶助、医療扶助等の8種類があり、それぞれ日常生活を送る上で必要となる食費や住居費、病気の治療費などについて、必要な限度で支給されている。 <hr style="border-top: 1px dashed #000;"/> <p>【生活困窮者自立支援制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第1条において、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立を図ることを目的とすることが規定されている。 ・福祉事務所を設置する地方自治体において、上記の自立相談支援事業、住居確保給付金の支給や、就労準備支援事業、家計改善支援事業、一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業を実施するほか、地域のネットワークを構築し、生活困窮者の早期発見や包括的な支援につなげている。 <hr style="border-top: 1px dashed #000;"/> <p>※ このほか、新型コロナウイルス感染症対策として以下を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人向け緊急小口資金等の実施、償還免除要件の明確化 ・生活困窮者等への支援の強化 ・生活困窮者等の住まい対策の推進(住居確保給付金の支給対象の拡大) ・生きづらさを感じるなどの様々な悩みの電話相談等を受ける「よりそいホットライン」の強化 ・保護施設での新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、都道府県等が施設等へ配付する消毒用エタノール等の一括購入、施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発、多床室の個室化に要する改修等に必要な費用への財政的支援 ・保護施設における新型コロナウイルス感染症に関連して発生したかかりまし経費及び事業継続に向けた取組への財政的支援 <hr style="border-top: 1px dashed #000;"/> <p>【福祉の支援が必要な刑務所出所者への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刑又は保護処分の執行のため矯正施設に収容されている人のうち、高齢又は障害のため釈放後直ちに福祉サービスを受ける必要があるが、釈放後の行き場のない人等を必要な福祉サービスにつなげるため、平成21年度から、地域生活定着促進事業を実施(生活困窮者就労支援事業費等補助金の一部)している。 <hr style="border-top: 1px dashed #000;"/> <p>【成年後見制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号。以下「成年後見制度利用促進法」という。)に基づき、平成29年3月に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」では、今後の施策の目標として①利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、②権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、③不正防止の徹底と利用しやすさとの調和を掲げ、成年後見制度の利用促進のための施策を総合的・計画的に推進していくこととしている。 | | | | |

| | | | |
|---------------|--------------|---|---|
| 施策実現のための背景・課題 | 1 | <p>○ 生活保護の適正な制度運営のため、保護の適正な実施や自立支援が重要である。特に、生活保護の医療扶助費の適正化や生活保護受給者への就労支援の強化等の取組が必要である。</p> <p>①頻回受診対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療扶助における入院外の1ヶ月あたりの患者1人当たり受診日数の年次推移は、近年減少傾向にあり、同一傷病について、同一月内に同一診療科を15日以上受診している月が3ヶ月以上続いている者(受診状況把握対象者)の数も減少してきている。 ・ 他方、受診状況把握対象者のうち、主治医・嘱託医が必要以上の受診と認めた者を対象として適正受診指導を行っているが、指導を受けた者のうち、改善した者の割合は45%程度となっている。対象者によっては効果が一時的で一定期間を経過した後、受診回数が増加してしまう場合があるとの指摘もあり更なる対策が求められている。 ・ 令和3年1月から、データに基づき被保護者の生活習慣病の予防等を行う、被保護者健康管理支援事業が必須事業化されており、全福祉事務所において確実に実施される必要がある。 <p>②薬剤費対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被保護者については、通常、医療に係る患者負担が発生せず、後発医薬品を選択する動機付けが働きにくいことを踏まえ、平成30年の生活保護法の改正により、医療扶助における後発医薬品の原則化の措置が講じられており、引き続き適正な運用を行うことで、医療扶助の適正化に向けて取り組む必要がある。 (参考)令和元年度の医療扶助における後発医薬品の使用割合:86.2% <p>③就労支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護受給者に対する就労支援は、就労支援関連事業の対象者18.7万人のうち10.7万人が事業に参加し、4.5万人が事業を通じて就労・増収を実現する等、一定の成果をあげている一方、事業への参加率は57.1%、就労・増収率は42.4%に留まっていることから、就労支援の強化が求められている。 <p>○ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う影響を踏まえ、速やかに保護の決定・実施を行えるよう、運用の弾力化に取り組んでおり、感染拡大の状況等を踏まえた適切な保護の運用を図る必要がある。</p> | |
| | 2 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 単身世帯の増加や高齢化の進展、地域社会との関係性の希薄化など、地域社会を取り巻く環境が変化する中で、生活困窮者への多様な支援の必要性が高まっている。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活や住まいに不安を抱えられる方が急増している。この中には、個人事業主、フリーランス、外国籍の方といった、これまでつながりの薄かった方々の相談が増えている。こうした状況を踏まえ、複雑かつ多様な課題を抱える生活困窮者に対して包括的な支援を行い、その自立を促進する必要がある。 ・ また、感染症対策を講じつつ急増する相談へ対応する中で、対面支援が困難となっていること等の変化が求められており、人員体制の充実、支援のICT化等の感染拡大防止対策等も課題となっている。 ・ また、支援を必要とする人の中には、日々の生活に追われ、また自尊心の低下等により自ら相談することが難しい場合も多いため、生活困窮者が相談に来るのを待つのではなく、アウトリーチの観点から、支援を必要とする人に確実に支援を届けることが重要である。 ・ 生活困窮者の中には、ひきこもり状態にある方や長期無業者など、社会的に孤立しやすく、就労等自立に向けた寄り添った支援が必要な方や、経済的困窮のみならず様々な生活課題を抱える方も多く、一人ひとりの状況に応じてきめ細かく対応する包括的支援体制の強化が求められている。 ・ また、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、釈放後から福祉サービスを受けられるようにする必要がある。 | |
| | 3 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度は、認知症や知的障害・精神障害により財産管理や日常生活等に支障がある人を支える重要な手段であり、今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられるが、成年後見制度の利用者数は増加傾向にあるものの、認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない状況である。 ※ 認知症高齢者は平成24年に462万人、令和7年(2025年)には約700万人となる見込み。一方、成年後見制度の利用者数は平成30年12月末時点で約22万人。 ・ 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備や市町村計画の策定など、体制整備を推進していく必要がある。 | |
| 各課題に対応した達成目標 | 達成目標 | | 達成目標の設定理由 |
| | 目標1 (課題1) | 生活保護制度を適正に実施すること。 | 必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立の促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等により制度の適正な運営を行う必要があるため。 |
| | 目標2 (課題2) | 複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、就労、家計、住まい等に関する包括的な支援を行うことにより、その自立を促進すること。 | 生活が困窮しているという状態の背景にある課題は、就職活動困難、病気、住まいの不安定、家族の問題、メンタルヘルス、家計関係の課題、就職定着困難、債務など多岐にわたり、そうした課題を複数抱える人も少なくない。このような複合的な課題を抱える生活困窮者に対して、本人の状況に応じ、自立に向けた包括的な支援を提供する必要があるため。 |
| | 目標3 (課題3) | 各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備や市町村計画の策定など、体制整備を推進する。 | 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域における体制整備を推進する必要があるため。 |

| 達成目標1について | | 基準値 | | 目標値 | | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
|---|---|------|------|-------------------------|--------|----------|--------------------------------|-------|-----------------------|-------------------------|--|
| 測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標 | | 基準年度 | 目標年度 | 年度ごとの実績値 | | | | | | | |
| | | | | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | | | |
| ① | 被保護者就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】 | — | — | 65% | 令和3年度 | — | 60% | — | 62.4% | 65% | <p>・生活保護受給者の自立を助長するため、福祉事務所を設置する地方公共団体においては、被保護者就労支援事業・被保護者就労準備支援事業等を実施している。これらの事業の取組状況を評価するため、本指標を選定している。</p> <p>・なお、「新経済・財政再生計画改革工程表」において、令和3年度に65%とすることを目標としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】</p> <p>(参考1)平成27年度実績:参加者35.8%、平成28年度実績:36.4% (参考2)平成30年度実績値57.1%は分母:事業対象者の人数(187,826人)、分子:事業参加者の人数(107,319人)から算出したもの。</p> <p>※事業参加率は、平成29年度までは事業参加率を算出する分母である事業対象者に、就労支援事業に参加する余地のない者(稼働能力を十分に活用している者、稼働能力を失った者、保護廃止となった者)を含めていたが、新たな指標の算定方法では、これらの者を分母から除くこととしている。</p> |
| ② | 被保護者就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】 | — | — | 50% | 令和3年度 | — | 50% | — | 47.4% | 50% | <p>・生活保護受給者の自立を助長するため、福祉事務所を設置する地方公共団体においては、被保護者就労支援事業・被保護者就労準備支援事業等を実施している。これらの事業の効果を評価するため、本指標を選定している。</p> <p>・なお、「新経済・財政再生計画改革工程表」において、令和3年度に50%とすることを目標としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】</p> <p>(参考1)平成27年度実績:就労・増収者45.0%、平成28年度実績:42.4% (参考2)平成30年度実績値42.4%は分母:事業参加者の人数(107,319人)、分子:就労・増収者の人数(45,504人)から算出したもの。</p> |
| ③ | 「その他の世帯」(※)の就労率(就労者のいる世帯の割合)(アウトカム) (※)生活保護世帯のうち、高齢者世帯、母子世帯、障害者世帯、傷病者世帯以外の世帯をいう。 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】 | — | — | 45% | 令和3年度 | — | 45% | — | (令和3年度に向けた目安値:43.32%) | 45% | <p>・生活保護受給者の自立を助長するため、福祉事務所を設置する地方公共団体においては、被保護者就労支援事業・被保護者就労準備支援事業等を実施している。これらの事業の効果を評価するため本指標を選定している。</p> <p>・なお、「新経済・財政再生計画改革工程表」において、令和3年度に45%とすることを目標としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】</p> <p>(参考1)平成27年度実績:参加者35.5%、平成28年度実績:36.6% (参考2)平成30年度実績値38.7%は分母:その他の世帯の総数(244,108世帯)、分子:就労者のいるその他の世帯数(94,542世帯)から算出したもの。</p> |
| ④ | 医療扶助の適正化に向けた地方公共団体における後発医薬品使用促進計画の策定率(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】 | — | — | 100% | 毎年度 | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | <p>・後発医薬品の使用促進については、生活保護の医療扶助においても、更なる使用促進を図るため、後発医薬品の使用割合が80%未満の地方公共団体においては、その理由を分析し、対応方針を記した「後発医薬品使用促進計画」を策定することとしており、該当する地方公共団体における策定状況を評価するため本指標を選定している。</p> <p>・なお、「新経済・財政再生計画改革工程表」において、目標値を100%としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】</p> <p>(参考1)平成28年度実績99.88%(※目標値の設定は平成28年度から) (参考2)令和元年度実績値97.4%は分母:後発医薬品の使用割合が80%未満の福祉事務所設置自治体数(114団体)、分子:後発医薬品使用促進計画が策定済みの福祉事務所設置自治体数(111団体)から算出したもの。</p> |
| ⑤ | 医療扶助について頻回受診対策を実施する地方公共団体(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】 | — | — | 100% | 毎年度 | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | <p>生活保護受給者が適正な受診をすることは、本人の最低限度の生活を保障することに加え、制度に対する国民からの信頼を確保する点においても重要。そのため、各地方公共団体において診療日数が過度に多い生活保護受給者に対しては、個々の状況を把握し、必要に応じて指導等を行い、適正受診を図るための取組みを行っている。この取組みの実施状況を評価するため本指標を選定している。なお、「新経済・財政再生計画改革工程表」において、目標値を測定指標5については100%、測定指標6については2021(令和3)年度において2017(平成29)年度改善者数割合比2割以上としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】</p> <p>(参考1)測定指標5・・・平成28年度実績100%(※目標値の設定は平成28年度から)</p> |
| 6 | 頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】 | — | — | 2017(平成29)年度改善者数割合比2割以上 | 令和3年度 | — | 55.2%(2014(平成26)年度改善者数割合比2割以上) | — | (令和3年度に向けた目安値:62%) | 2017(平成29)年度比改善者数割合2割以上 | <p>(参考2)令和元年度実績値100%は分母:頻回受診適正化計画の策定を要する自治体数(82団体)、分子:頻回受診適正化計画を作成済みの自治体数(82団体)から算出したもの。</p> <p>(参考3)測定指標6・・・平成27年度実績45.20%、平成28年度実績52.33%</p> <p>(参考4)令和元年度実績値49.0%は分母:適正受診指導対象者の人数(2,835人)、分子:適正な受診日数に改善された者の人数(1,388人)から算出したもの。</p> <p>※令和元年度は、適正受診指導対象者の基準を見直し対象者の範囲が拡大したことにより、実績値が下がったもの。</p> |
| | | | | | | 53.9% | 54.1% | 49.0% | 集計中(R3年12月下旬目途公表予定) | | |

| | | | | | | | | | | | |
|-------|---|------------------|------------------|------------------|--------------|---|-------|-------|-------|-------|---|
| 7 | 生活保護受給者の後発医薬品の使用割合(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】 | — | — | 80% | 毎年度 | 75% | 80% | 80% | 80% | 80% | <ul style="list-style-type: none"> 後発医薬品の使用促進については、平成25年の生活保護法改正において後発医薬品の使用を促すよう規定するなど、生活保護の医療扶助においても各種の取組を実施しているが、その効果を評価するため本指標を選定している。 なお、平成29年12月21日策定「経済・財政再生計画改革工程表2017改訂版」において、平成30年度までに使用割合を80%とすることを目標としていたが、平成30年12月20日策定「新経済・財政再生計画改革工程表2018」において、毎年度、使用割合を80%とすることを目標としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 (参考1)平成27年度実績63.8%(平成27年6月審査分)、平成28年度実績69.3%(平成28年6月審査分) (参考2)令和2年度実績値87.8%は分母:生活保護受給者に処方された薬剤総量(315,052,522個)、分子:うち後発医薬品の個数(276,557,690個)から算出したもの。 |
| | | — | — | 100% | | 毎年度 | 73.3% | 77.6% | 86.2% | 87.8% | |
| 8 | 指導監査対象福祉事務所に対する監査実施割合(アウトプット) | — | — | 100% | 毎年度 | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 最後のセーフティネットである生活保護が適切に機能するよう、都道府県が生活保護指導職員を配置し、毎年度管内福祉事務所に対して指導監査を実施している。この取組が確実に実行されているかを評価するため、本指標を選定している。 (参考1)平成27年度実績:1,268件、平成28年度実績:1,268件 (参考2)令和元年度実績値99.8%は分母:管内福祉事務所の数(1,268箇所)、分子:指導監査を実施した福祉事務所の数(1,265箇所)から算出したもの。なお、3箇所に指導監査を実施できなかったのは、台風19号の影響による。 |
| | | — | — | 100% | | 毎年度 | 100% | 100% | 100% | 100% | |
| 達成手段1 | | 令和元年度 予算額 | 令和2年度 予算額 | 令和3年度 予算額 | 関連する 指標番号 | 達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等 | | | | | 令和3年度行政事業レビュー事業番号 |
| | | 執行額 | 執行額 | | | | | | | | |
| (1) | 保護費負担金 (昭和6年度) | 2,794,556 百万円 | 2,785,106 百万円 | 2,821,838 百万円 | 1,2,3,4,5 | 利用し得る資産、稼働能力、他法他施策などを活用しても、なお最低限の生活を維持できない者に対し、必要に応じた生活、住宅、教育、介護、医療、出産、生業、葬祭の各扶助を行うことにより、その最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長する。 | | | | | 2021-厚労-20-0768 |
| (2) | 保護施設事務費負担金 (昭和6年度) | 2,705,945 百万円 | 2,690,379 百万円 | 2,821,838 百万円 | — | 生活保護受給者を救護施設等の保護施設に入所又は利用させ、生活困窮者の最低限度の生活の保障をするとともにその自立を図る。 | | | | | 2021-厚労-20-0770 |
| (3) | 生活保護に関する調査事業 (昭和26年度) | 29,721百万円 | 31,412百万円 | 32,837百万円 | — | 生活保護受給世帯の生活実態を明らかにすることにより、生活保護制度の企画運営等の効果的な実施を図る。 | | | | | 2021-厚労-20-0775 |
| (4) | 生活保護指導監査委託費 (昭和30年度) | 142百万円 | 107百万円 | 108百万円 | — | 生活保護受給世帯の生活実態を明らかにすることにより、生活保護制度の企画運営等の効果的な実施を図る。 | | | | | 2021-厚労-20-0775 |
| (5) | 生活保護に関する調査事業 (昭和26年度) | 112百万円 | 79百万円 | 108百万円 | — | 生活保護受給世帯の生活実態を明らかにすることにより、生活保護制度の企画運営等の効果的な実施を図る。 | | | | | 2021-厚労-20-0775 |
| (6) | 生活保護指導監査委託費 (昭和30年度) | 1,974百万円 | 1,938百万円 | 1,894百万円 | 8 | 都道府県及び指定都市本庁に生活保護指導職員を配置し、適正な保護の実施を推進する。 | | | | | 2021-厚労-20-0767 |
| (7) | 生活保護指導監査委託費 (昭和30年度) | 1,970百万円 | 1,935百万円 | 1,894百万円 | 8 | 都道府県及び指定都市本庁に生活保護指導職員を配置し、適正な保護の実施を推進する。 | | | | | 2021-厚労-20-0767 |
| (8) | 中国残留邦人生活支援給付金 (平成20年度) | 9,198百万円 | 8,747百万円 | 8,611百万円 | — | <ul style="list-style-type: none"> 老齢基礎年金を満額受給してもなお生活の安定が十分に図れない中国残留邦人等に対して、生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付、介護支援給付などの各支援給付を実施し、生活の安定を図ることで、永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立を支援する。 (国費負担3/4、県又は市負担1/4) 中国残留邦人等と長年にわたり労苦を共にしてきた配偶者の置かれている事情に鑑み、永住帰国する前からの配偶者に対し、支援給付に加えて配偶者支援金を支給する。 (国費負担10/10) | | | | | 2021-厚労-20-0769 |
| (9) | 中国残留邦人生活支援給付金 (平成20年度) | 8,735百万円 | 8,363百万円 | 8,611百万円 | — | <ul style="list-style-type: none"> 老齢基礎年金を満額受給してもなお生活の安定が十分に図れない中国残留邦人等に対して、生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付、介護支援給付などの各支援給付を実施し、生活の安定を図ることで、永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立を支援する。 (国費負担3/4、県又は市負担1/4) 中国残留邦人等と長年にわたり労苦を共にしてきた配偶者の置かれている事情に鑑み、永住帰国する前からの配偶者に対し、支援給付に加えて配偶者支援金を支給する。 (国費負担10/10) | | | | | 2021-厚労-20-0769 |
| (10) | 社会福祉行政事務企画指導等経費 (平成20年度) | 446百万円 | 406百万円 | 411百万円 | — | 社会・援護局(社会)において所掌する福祉事務所、社会福祉事業等の社会福祉に関する基本的な政策の企画、立案及び調整を図るとともに、要保護者の保護調査、生活保護法の施行に関する指導監査、ホームレス対策等の地域福祉に関する体制の整備、社会福祉士及び介護福祉士法の施行、福祉人材の確保を図るために国において行う制度の企画、立案、調整等の事務を実施するために必要な経費。 | | | | | 2021-厚労-20-0774 |
| (11) | 生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 (平成27年度) | 21,772百万円 | 54,696百万円 | 29,790百万円 | 1,2,3 | <ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者に対し、生活保護法第55条の7に規定する、被保護者就労支援事業(就労の支援に関する問題につき、生活保護受給者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業)を実施することにより、生活保護受給者の自立の支援を促進する。 【本事業は、被保護者の就労・増収等を促進する効果があると見込んでいる】 | | | | | 2021-厚労-20-0771 |
| (12) | 生活困窮者就労準備支援等事業費補助金 (平成27年度) | 17,926百万円 | 51,474百万円 | 29,790百万円 | 1,2,3 | <ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者に対し、生活保護法第55条の7に規定する、被保護者就労支援事業(就労の支援に関する問題につき、生活保護受給者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業)を実施することにより、生活保護受給者の自立の支援を促進する。 【本事業は、被保護者の就労・増収等を促進する効果があると見込んでいる】 | | | | | 2021-厚労-20-0771 |
| (13) | 生活困窮者就労準備支援等事業費補助金 (平成27年度) | 76,828百万円 | 1,105,682百万円 | 491,037百万円 | 1,2 | <ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者に対し、就労に向けた動機付けや基礎能力の形成を図るための支援を行う、被保護者就労準備支援事業を実施することにより、生活保護受給者の自立の支援を促進する。 生活保護の適正化に関する事業等を実施する。 【本事業は、被保護者の就労・増収等を促進する効果があると見込んでいる】 | | | | | 2021-厚労-20-0772 |
| (14) | 生活困窮者就労準備支援等事業費補助金 (平成27年度) | 63,797百万円 | 1,039,972百万円 | 491,037百万円 | 1,2 | <ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者に対し、就労に向けた動機付けや基礎能力の形成を図るための支援を行う、被保護者就労準備支援事業を実施することにより、生活保護受給者の自立の支援を促進する。 生活保護の適正化に関する事業等を実施する。 【本事業は、被保護者の就労・増収等を促進する効果があると見込んでいる】 | | | | | 2021-厚労-20-0772 |
| (15) | 生活保護業務のデジタル化等に向けた調査研究委託事業 (令和3年度) | — | — | 94百万円 | — | <ul style="list-style-type: none"> 生活保護業務においては、手書きによる訪問記録の作成や、収入申告書等のシステムへの入力など多くの事務処理作業を行っており、支援が必要な被保護者に対するきめ細かなケースワークを実施するためにも、こうした業務の効率化や負担の軽減が必要である。このため、生活保護業務プロセス及び基幹システムの標準化に向けた調査研究を行い、業務負担の軽減を図る方策を検討し、業務効率化の取組を推進することを目的としている。 具体的には、自治体の試行的取組の業務フローやシステム仕様の聴取、ヒアリング等を行うとともに、これらによる課題、成果等を評価、整理するための調査研究を行う。 | | | | | 2021-厚労-20-0946 |

| | | | | | | | |
|------|----------------------------------|---|---|-------|---|---|-----------------|
| (10) | 日常生活支援住居施設管理職員等資質向上研修 (令和3年度) | - | - | 11百万円 | - | <ul style="list-style-type: none"> 令和2年10月より、支援を要する生活保護受給者について、日常生活支援住居施設への支援委託が開始されることに伴い、その支援に関わる日常生活支援住居施設の管理職員等の資質向上のための研修を実施し、質の高い支援業務の標準化を推進することを目的としている。 日常生活住居施設の管理者等が参加する研修において、①アセスメントの方法、支援目標や個別支援計画の立て方等、②個別支援計画を作成するために留意すべき視点、記載方法等、③ホームレス、刑余者、精神障害者等、対象者に応じた支援の技能、知識、④モニタリング、個別支援計画変更等の手法、地域の社会資源の活用等をカリキュラムとして実施する。 | 2021-厚労-20-0038 |
| | | - | - | | | | |

達成目標2について

| 測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標 | 基準値 | | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
|---|------|------|--------------|-------|-----------------|-----------------|---------------|---------------|--------------|---|
| | 基準年度 | 基準年度 | | | 年度ごとの実績値 | | | | | |
| | | | | | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | |
| ○9 自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】 | - | - | 25万件 | 令和3年度 | - | - | 25万件 | 25万件 | 25万件 | 生活困窮者自立支援制度においては、まずは早期に対象者を把握し、相談により、相談者の状況に応じた支援に適切につなぐ事が重要。この取組が確実に進んでいるかを評価するため、本指標を選定し、制度施行後の相談件数の実績値を踏まえ、令和3年度までに25万件とすることを目標値としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 (参考)平成27年度実績:226,411件、平成28年度実績:222,426件 |
| 10 自立生活のためのプラン作成件数(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】 | - | - | 年間新規相談件数の50% | 毎年度 | 年間新規相談件数の50% | 年間新規相談件数の50% | 年間新規相談件数の50% | 年間新規相談件数の50% | 年間新規相談件数の50% | 支援にあたっては、対象者の課題解決に向けて課題を総合的に整理し、自立支援のために各支援機関において支援内容や役割分担を共有・「見える化」することが重要。この取組が確実に進んでいるかを評価するため、本指標を選定し、平成26年度に行ったモデル事業の実績を踏まえ、毎年度年間新規相談件数の50%とすることを目標値としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 (参考1)平成27年度実績:25%、平成28年度実績:30% (参考2)令和元年度実績値32%は分母:新規相談件数(248,398件)、分子:プラン作成件数(79,429件)から算出したもの。 |
| 11 自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】 | - | - | プラン作成件数の60% | 毎年度 | プラン作成件数の60% | プラン作成件数の60% | プラン作成件数の60% | プラン作成件数の60% | プラン作成件数の60% | 支援対象者の課題解決に向け自立支援のためのプランを作成するが、支援の中でも就労支援が大きな柱になることから、本指標を選定し、平成26年度に行ったモデル事業の実績を踏まえ、毎年度プラン作成件数の60%とすることを目標値としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 (参考1)平成27年度実績:50%、平成28年度実績:48% (参考2)令和元年度実績値45%は分母:プラン作成件数(79,429人)、分子:就労支援対象者数(35,431人)から算出したもの。 |
| ○12 就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】 | - | - | 75% | 毎年度 | 70% | 75% | 75% | 75% | 75% | 就労支援がプランに盛り込まれた者が、支援によって就労及び増収することは、本人の自立に向けて重要であることから、本指標を選定し、平成26年度に実施したモデル事業に先駆的に取り組み、就労支援のノウハウを有する地方公共団体の平成27年度前半の実績を踏まえ毎年度75%とすることを目標値としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 (参考1)平成28年度実績:71% (参考2)令和元年度実績値61%は分母:就労支援対象者数(35,431人)、分子:就労及び増収者数(21,607人)から算出したもの。 |
| ○13 住居確保給付金受給中に常用就職した者の割合(アウトカム) ※平成21年10月より住宅手当 ※平成25年度より住宅支援給付金 ※平成27年度より住居確保給付金 | - | - | 前年度末時点以上 | 毎年度 | 前年度末時点(48.3%)以上 | 前年度末時点(48.7%)以上 | 前年度末時点(49%)以上 | 前年度末時点(49%)以上 | 前年度末時点以上 | 離職者がその就職活動に専念できるよう、就職活動の基盤である住まいを確保するため家賃相当額を給付しているが、この給付が離職者の就職支援につながっているかを評価するため、本指標を選定し、前年度末時点の実績を上回ることを目標値としている。 常用就職の状況は、経済情勢に伴う有効求人倍率や完全失業率などに左右されるため、各年度において目標値の設定が困難であり、前年度末時点以上とさせることを目標としている。 (参考1)平成27年度実績:47.6%、平成28年度実績:48.3% (参考2)令和元年度実績値49.1%は分母:新規決定件数(累計)(143,971件)、分子:新規決定件数のうち常用就職した件数(累計)(70,724件)から算出したもの。 |
| ○14 自立生活のためのプラン作成者のうち、自立に向けての改善が見られた者の割合(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】 | - | - | 90% | 令和3年度 | - | - | 85% | 90% | 90% | 生活困窮者が抱える課題について、生活困窮者自立支援制度における継続的支援による改善状況を多角的に測ることは、自立に向けた支援の効果の評価として重要であることから、本指標を選定し、「住まいの確保」、「家計の改善」、「自立意欲の向上・改善」等の観点で改善が見られた者の割合について、令和3年度までに90%とすることを目標値としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 (参考)令和元年度実績値84%は分母:評価実施件数(中断除く)(73,098件)、分子:「見られた変化」が変化あり(※)の件数(61,655件)から算出したもの。 ※ 変化ありとは、「生活保護の適用」、「住まいの確保・安定」、「医療機関の受診開始」、「家計の改善」、「孤独の解消」、「自立意欲の向上・改善」、「収入の増加」などの項目について、プラン作成時点と比べて変化があった場合のことを意味する。 |

| 15 | コーディネート業務により受入先に帰住した者のうち、フォローアップ業務の終了者の割合(3年平均)(アウトカム) | - | - | 前年度以上 | 毎年度 | 前年度(76.7%)以上 | 前年度(79.8%)以上 | 前年度(83.3%)以上 | 前年度(85.3%)以上 | 前年度(86.4%)以上 | <ul style="list-style-type: none"> 各都道府県に設置されている「地域生活定着支援センター」では、矯正施設、保護観察所等と連携・協働し、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することにより、地域への定着を図る取組を実施している。 具体的には、①入所中から帰住調整を行うコーディネート業務、②福祉施設等へ入所した後も継続的に支援するフォローアップ業務、③地域に暮らす矯正施設退所者に対して福祉サービスの利用等に関する相談支援業務を実施している。 コーディネート業務により支援し、受入先に帰住した者のうち、社会施設等へ入所した後も継続的な支援でフォローアップの終了者の割合を測定することで、福祉支援を必要とする矯正施設出所者を確実に地域の福祉につなげ、地域の定着を促進しているかを評価するため、本指標を選定し、毎年度、前年度の実績値を上回ることを目標値としている。(参考)令和2年度実績値86.4%は分母:コーディネート業務により支援し、受入先に帰住した者の人数(2,207人)、分子:フォローアップ業務の終了者の人数(1,707人)から算出したもの。 |
|--------|---|--------------|--------------|--------------|------------------|---|--------------|--------------|--------------|--------------|---|
| | | | | | | 79.8% | 83.3% | 85.3% | 86.4% | | |
| (参考指標) | | | | | | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | |
| 16 | 農業分野等との連携強化モデル事業におけるマッチング支援機関による実施箇所数 | | | | | | | | 2 | | 生活困窮者の中でも、ひきこもり状態にある方や長期無業者など様々な生活課題を抱える方への支援やその支援に資する取組については、令和2年度より新たに開始する事業も多いことから、まずは実績値を把握することにより、今後の目標設定に資するものである。 |
| 17 | シンポジウム参加者アンケートで「今後、農福連携を進める上で参考になった」の割合 | | | | | | | 100% | | | |
| 達成手段2 | | 令和元年度 予算額 | 令和2年度 予算額 | 令和3年度 予算額 | 関連する 指標番号 | 達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等 | | | | | 令和3年度行政事業レビュー事業番号 |
| | | 執行額 | 執行額 | | | | | | | | |
| (11) | 日本赤十字社救護業務費等補助金(昭和53年度) | 28百万円 | 29百万円 | 28百万円 | - | <p>戦時衛生勤務に服した旧日本赤十字社従軍看護婦等に対する慰労給付金支給事務及び非常災害時における医療救護活動等に備えた研修事業であり、非常災害及び武力攻撃事態等における救護活動等の円滑な実施を図る。</p> <p>(1)旧日本赤十字社救護看護婦等慰労給付金支給事業費 受給者数:300人(R1実績)</p> <p>(2)日本赤十字社救護員養成事業費 研修受講人数:331人(R1実績)</p> | | | | | 2021-厚労-20-0773 |
| (12) | ホームレス実態調査(平成14年度) | 18百万円 | 18百万円 | 71百万円 | - | ホームレス自立支援法に基づき、「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいる者」を対象として、国が各都道府県に対しホームレスの人数の調査を委託し、各都道府県の管内市町村が調査を実施する。 | | | | | 2021-厚労-20-0776 |
| | | 9百万円 | 9百万円 | | | | | | | | |
| (13) | 生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業(平成26年度) | 117百万円 | 1,465百万円 | 124百万円 | - | 生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業に従事する相談支援員等を養成するための研修を実施することにより、相談者の状況に応じた支援に適切につなぐことができる、高い支援技術を有する支援員の確保を図る。 | | | | | 2021-厚労-20-0777 |
| | | 107百万円 | 1,427百万円 | | | | | | | | |
| (14) | 生活困窮者自立相談支援事業費等負担金(平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④③】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】 | 21,772百万円 | 54,696百万円 | 29,790百万円 | 9,10,11,12,13,14 | 生活困窮者に対し自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給を実施することにより、生活困窮者の自立の支援を促進する。本事業は、生活困窮者の就労・増収等を促進する効果があると見込んでいる。 | | | | | 2021-厚労-20-0771 |
| | | 17,926百万円 | 51,474百万円 | | | | | | | | |
| (15) | 生活困窮者就労準備支援等事業費補助金(平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④③】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】 | 76,828百万円 | 1,105,682百万円 | 491,037百万円 | 14 | 生活困窮者に対し就労準備支援事業、家計改善支援事業等を実施することにより、生活困窮者の自立の支援を促進する。本事業は、生活困窮者の就労・増収等を促進する効果があると見込んでいる。 | | | | | 2021-厚労-20-0772-1 |
| | | 63,797百万円 | 1,039,972百万円 | | | | | | | | |
| (16) | 農業分野等との連携強化モデル事業(令和2年度) | - | 102百万円 | 102百万円 | 16,17 | <p>農業分野等と福祉分野との連携を一層推進し、生活困窮者への就労支援において効果的・効率的な就労支援を提供するため、農業体験等として利用者を受け入れることが可能な事業者の情報を集約し自立相談支援機関へ提供することにより、利用希望者と受入希望事業者をマッチングする仕組みを構築し、全国普及を目指すことを目的としている。</p> <p>具体的には、生活困窮者への就労支援において、農業体験等として利用者を受け入れることが可能な事業者の情報を集約し、自立相談支援機関へ提供することにより、利用希望者と受入希望事業者をマッチングする仕組みを、全国複数箇所モデル的に実施する。</p> | | | | | 2021-厚労-20-0780 |
| | | - | 68百万円 | | | | | | | | |
| (17) | 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり(50代労働者等による地域活動)の取組の普及・促進事業(令和2年度) | - | 6百万円 | - | - | <p>これまでの包括的支援体制構築事業による自治体での取組、50代労働者等現役世代の地域活動の普及・促進事業による取組のほか、自治体・民間にかかわらず各地で実践されている多様な取組を広く周知、共有すること、また、それらの取組を分析し推進のポイントを整理することにより、全国で地域共生社会の実現に向けた実践の展開を図ることを目的としている。</p> <p>具体的には、国が実施主体となり、地域共生社会の実現に向けた実践事例(モデル事業実施自治体による取り組み、50代労働者等多様な者の参加を促す民間主体の取り組み等)について、調査及び事例の分析等を行う。</p> <p>これにより、地域共生社会の実現に向けて、各地の自治体において包括的な支援体制を構築していくための取組や、多様な主体による地域活動が、それぞれの自治体、地域の実情に応じて創意工夫のもとに進められることに寄与する。</p> | | | | | 2021-厚労-20-0781 |
| | | - | 6百万円 | | | | | | | | |
| (18) | ひきこもり地域支援センター等の窓口周知・広報(令和2年度) | - | 10百万円 | - | - | <p>「情報のアウトリーチ」として支援が必要な方の手元に必要な情報が届くよう、施策や相談窓口の周知・広報を地域レベルで推進し、そのための環境整備として広報素材の提供や自治体の好事例の展開を行うことを目的としている。また、施策や相談窓口を案内することに加えて、施策の利用や支援を受けようとする意欲を喚起する情報を届ける意味もある。</p> <p>具体的には、ひきこもり地域センターや生活困窮者自立支援機関、精神保健福祉センター、家族会、支援団体等の支援を通じて、ひきこもり状態にある方が社会とのつながりを回復することができた好事例(成功体験例)を収集し、これを本人や家族に周知するもの。</p> | | | | | 2021-厚労-20-0782 |
| | | - | 10百万円 | | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|------|--|---|-------|----------|---|--|-----------------|
| (19) | 相談支援包括化推進員等への支援と人材育成事業 (令和2年度) | - | 18百万円 | 28百万円 | - | <ul style="list-style-type: none"> 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の一部)実施自治体の担当者や相談支援包括化推進員等向けに、国主催による研修を行い、地域共生社会の推進に向けた動向や方向性について情報提供をするとともに、全国的なネットワークづくりを図ることを目的としている。 具体的には、国が実施主体となり、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の一部)実施自治体向けに、以下の事業を行うもの。 <ul style="list-style-type: none"> ① 地域共生社会の推進に向けた基本的な考え方や理念の共有 ② 全国的な取組の状況や先駆的な取組事例等の情報提供 ③ 自治体同士のつながりづくりや、取組内容(取組事例)を共有する機会の提供 等 | 2021-厚労-20-0785 |
| (20) | 地域生活定着支援人材養成研修事業 (令和2年度) | - | 14百万円 | 14百万円 | - | <ul style="list-style-type: none"> 地域生活定着センター職員を対象として、センター職員に求められる刑事手続や福祉に関する幅広い知識、複雑な課題を有する高齢又は障害のある刑務所出所者等への支援方法等の習得を目的とした中央研修を実施するもの。 これにより、センター職員のスキル向上を図り、再犯リスクの高い高齢又は障害のある刑務所出所者等の社会復帰及び地域定着を促進するとともに、再犯防止及び地域の安心・安全の確保に資するものである。 | 2021-厚労-20-0787 |
| (21) | 居住支援相談窓口の設置・周知支援事業 (令和3年度) | - | - | 21百万円 | - | <ul style="list-style-type: none"> 不安定居住の状況にある者が地域の支援自治体や支援団体につながるができるよう、不安定居住者向けの支援情報サイトを設置する。また、電話対応を行う支援相談員を配置し、相談者が所在する地方公共団体の支援窓口等へつなぐほか、相談者の状態像などについて聞き取った内容をデータベース化するもの。 終夜営業店舗や知人宅等を行き来して生活している不安定居住者を自治体の支援につなぐことにより、不安定居住者の自立の支援に資することを目的とする。 | 2021-厚労-20-0036 |
| (22) | ひきこもりに関する地域社会に向けた普及啓発と情報発信の実施 (令和3年度) | - | - | 148百万円 | - | <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響により状況が変化する中においても支援が着実に実施されるよう、イベントや広報等を支援団体等と協力し、集中的な情報発信活動を実施する。具体的には、多くの方の注目を集めてひきこもりに関する情報を発信するシンポジウムやひきこもり支援者の情報共有・研修を行うサミットの開催、ひきこもり支援ポータルサイトの運営などによる普及啓発・情報発信を予定(シンポジウムなどはオンラインによる開催を想定)。 ひきこもりへの理解促進を図るとともに、支援に関する情報発信を行い、ひきこもり当事者が孤立せず、相談しやすい環境づくりを促進することに寄与するもの。 | 2021-厚労-20-0037 |
| (23) | 重層的支援体制整備事業交付金 (令和3年度) | - | - | 7,606百万円 | - | <ul style="list-style-type: none"> 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築し、属性別の支援体制では困難な複合課題や狭間のニーズに対応するとともに、地域づくりに向けた支援を行い、地域において誰もが多様な経路でつながり、参加することのできる環境を広げることで重層的なセーフティネットを築き、地域福祉の増進に資することを目的としている。 具体的には、以下を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ① 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野における相談支援事業を一体として実施し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯の属性にかかわらず、包括的に相談に応じる等必要な取組を行う。(国庫補助率:地域包括支援センターの運営 38.5/100、障害者相談支援事業 50/100以内、利用者支援事業 2/3以内、自立相談支援事業 3/4) ② 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野における地域づくり事業を一体として実施し、地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援や地域生活課題の発生の防止又は解決にかかる体制の整備、地域住民相互の交流を行う拠点を開設する等の取組を行う。(国庫補助率:一般介護予防事業のうち地域介護予防活動支援事業 25/100、生活支援体制整備事業 38.5/100、地域活動支援センター事業 50/100以内、地域子育て支援拠点事業 1/3以内、生活困窮者の共助の基盤づくり事業 1/2以内) ③ 複数の相談支援機関等の相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯の地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下において支援を一体的・計画的に行う体制の整備等を行う。(国庫補助率:多機関協働事業、参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 3/4) | 2021-厚労-20-0039 |

達成目標3について

| 測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
|---|-----|------|-----------|-------|----------|--------|-------|----------------|-----------|--|
| | | | | | 年度ごとの実績値 | | | | | |
| | | | | | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | |
| ○18 中核機関(権利擁護センター等を含む)を整備した市区町村数 (アウトプット) | - | - | 1,741市区町村 | 令和3年度 | - | - | - | 前年度(589市区町村)以上 | 1,741市区町村 | 本指標については、成年後見制度利用促進専門家会議の議論を踏まえ、令和元年5月に成年後見制度利用促進基本計画に係るKPIとして設定している。 また、成年後見制度利用促進基本計画においては、今後の施策の目標として、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備等を推進していくこととしており、基本計画の最終年度における令和3年度末の目標を設定したもの。 |
| 19 中核機関(権利擁護センター等を含む)においてパンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知を行っている市区町村数 (アウトプット) | - | - | 1,741市区町村 | 令和3年度 | - | - | - | 前年度(559市区町村)以上 | 1,741市区町村 | 同上 |

| | | | | | | | | | | | |
|----|---|---|---|--------------|-------|---|---------------------|--------------------|--------------------|--------------|--|
| 20 | 中核機関(権利擁護センター等を含む)において後見人候補者を推薦する取組を行っている市区町村数(アウトプット) | - | - | 800市区町村 | 令和3年度 | - | - | - | 前年度(273市区町村)以上 | 800市区町村 | 同上 |
| | | | | | | - | 210市区町村(H30.10.1時点) | 273市区町村(R1.10.1時点) | 331市区町村(R2.10.1時点) | | |
| 21 | 中核機関(権利擁護センター等を含む)において後見人支援の取組(専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施)を行っている市区町村数(アウトプット) | - | - | 200市区町村 | 令和3年度 | - | - | - | 前年度(80市区町村)以上 | 200市区町村 | 同上 |
| | | | | | | - | 59市区町村(H30.10.1時点) | 80市区町村(R1.10.1時点) | 112市区町村(R2.10.1時点) | | |
| 22 | 協議会等の合議体を設置した市区町村数(アウトプット) | - | - | 1,741市区町村 | 令和3年度 | - | - | - | 前年度(150市区町村)以上 | 1,741市区町村 | 同上 |
| | | | | | | - | 79市区町村(H30.10.1時点) | 150市区町村(R1.10.1時点) | 304市区町村(R2.10.1時点) | | |
| 23 | 市町村計画を策定した市区町村数(アウトプット) | - | - | 1,741市区町村 | 令和3年度 | - | - | - | 前年度(134市区町村)以上 | 1,741市区町村 | 同上 |
| | | | | | | - | 60市区町村(H30.10.1時点) | 134市区町村(R1.10.1時点) | 285市区町村(R2.10.1時点) | | |
| 24 | 国研修を受講した中核機関職員や市区町村職員等の数(アウトプット) | - | - | 3,500人 | 令和3年度 | - | - | - | 前年度(1,179人)以上 | 3,500人 | 同上 |
| | | | | | | - | - | 1,179人 | 2,043人 | | |
| 25 | 後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県の数(アウトプット) | - | - | 47都道府県 | 令和3年度 | - | - | - | - | 47都道府県 | ・本指標については、成年後見制度利用促進専門家会議の議論を踏まえ、令和元年5月に成年後見制度利用促進基本計画に係るKPIとして設定している。 ・また、成年後見制度利用促進基本計画においては、今後の施策の目標として、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善を掲げ、本人の意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点も重視した運用とすることとしており、基本計画の最終年度における令和3年度末の目標を設定したものの。 |
| | | | | | | - | - | - | 15都道府県 | | |
| 26 | 市区町村や中核機関職員等を対象とする「成年後見制度利用促進体制整備研修」の受講者を対象とした研修の満足度(アウトカム) | - | - | 前年度以上の満足度(%) | 毎年度 | - | - | - | 前年度(85.4%)以上 | 前年度(94.0%)以上 | ・成年後見制度利用促進基本計画においては、全国どの地域において必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各市区町村において令和3年度までを目途として実施体制の整備を進めることとしており、市区町村の職員や中核機関として位置付けられた機関の職員等を対象とした研修が実施されている。 ・この研修の受講者の理解を高めることが、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に資するため、指標として設定したものの。 ・また、市区町村の職員や中核機関の職員の資質向上のための事業であり、直接的な数値を設定することが困難であるため、前年度以上の満足度を目標値として設定している。 |
| | | | | | | - | - | 85.4% | 94.0% | | |
| 27 | 後見人等を対象とする「意思決定支援研修」の受講者を対象とした研修の満足度(アウトカム) | - | - | 前年度以上の満足度(%) | 毎年度 | - | - | - | 前年度以上 | 前年度(91.2%)以上 | ・後見人は、本人の自己決定権の尊重を図りつつ、身上に配慮した後見事務を行うことが求められており、後見人が本人に代理して法律行為をする場合にも、本人の意思決定支援の観点から、できる限り本人の意思を尊重し、法律行為の内容にそれを反映させることが求められる。 ・そのため、後見人が本人の特性に応じた適切な配慮を行うことができるよう、「意思決定支援研修」が実施されている。この研修の受講者の理解を高めることが、利用者の特性に応じた意思決定支援に資するため、指標として設定したものの。 ・また、後見人等の資質向上のための事業であり、直接的な数値を設定することが困難であるため、前年度以上の満足度を目標値として設定している。 |
| | | | | | | - | - | - | 91.2% | | |

| (参考)指標 | | | | | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | | | |
|--|--|--------------------------|---------------------|--------------|---------------|---|----------|--|-------|---|----------|-----------------|
| 28 | 成年後見制度利用者数 | | | | 210,290人 | 218,142人 | 224,442人 | 232,287人 | | 成年後見制度の利用は、本人に必要な支援の内容や程度、本人を支えている人たちの状況など、本人についての様々な状況により個々に判断すべきものであり、同制度の潜在的需要を推計することはできないため、充足率を指標とすることは不適當である。 しかし、同制度が、認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者(「成年後見人」等)を選ぶことで、本人を法的に支援する制度であることから、同制度利用者数、認知症高齢者数、知的障害者数、精神障害者数の実績値を記載することは、制度の利用状況を把握する上で参考となるため、参考指標としている。 | | |
| | 認知症高齢者数 | | | | - | - | - | 602万人(推計値) | | | | |
| | 知的障害者数 | | | | 96.2万人 | - | - | 96.2万人 | | | | |
| | 精神障害者数 | | | | 389.1万人 | - | - | 389.1万人 | | | | |
| 達成手段3 | | 令和元年度 予算額 執行額 | 令和2年度 予算額 執行額 | 令和3年度 予算額 | 関連する 指標番号 | 達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等 | | | | 令和3年度行政事業レビュー事業番号 | | |
| (24) | 成年後見制度利用促進体制整備推進事業(令和元年度) | 320百万円 98百万円 | 535百万円 123百万円 | 358百万円 | 18~23 | <ul style="list-style-type: none"> 中核機関の整備や市町村計画の策定を推進するため、都道府県による広域的な体制整備を推進するための取組や、中核機関の立ち上げや先駆的取組、市民後見人、親族後見人への支援体制の強化や適切な後見人候補者の家裁への推薦の取組に対する補助を行う。 中核機関の整備や市町村計画の策定が推進され、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できる地域体制の構築に資する。 | | | | 2021-厚労-20-0772 | | |
| (25) | 成年後見制度利用促進体制整備研修事業(令和元年度) | 30百万円 33百万円 | 31百万円 20百万円 | 32百万円 | 24 | <ul style="list-style-type: none"> 中核機関及び市町村職員等に対する研修について実施する。 中核機関や市区町村職員の人的体制整備を図ることにより、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できる地域体制の構築に資する。 | | | | 2021-厚労-20-0778 | | |
| (26) | 後見人等への意思決定支援研修(令和2年度) | - - | 50百万円 32百万円 | 55百万円 | 25 | <ul style="list-style-type: none"> 後見人等に対する意思決定支援研修を全国的に実施する。 意思決定支援研修を通じて、後見人等による「意思決定支援」や「身上保護」を重視した支援が全国的に推進されることにより、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善に資する。 | | | | 2021-厚労-20-0783 | | |
| (27) | 任意後見・補助・保佐等の広報・相談(令和2年度) | - - | 187百万円 111百万円 | 143百万円 | 18~21 | <ul style="list-style-type: none"> 任意後見や補助・保佐等の全国的な広報や、全国の相談体制の整備を推進する「任意後見・補助・保佐等広報・相談体制整備事業」を実施する。 これにより、任意後見・補助・保佐等の成年後見制度の利用の促進に資する。 | | | | 2021-厚労-20-0784 | | |
| (28) | 成年後見制度利用促進への影響等現状調査及び支援ニーズ推計等事業(令和3年度) | - - | 33百万円 0 | 33百万円 | - | <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症下において、市町村の体制整備の支援を効果的に進めるためには、新型コロナウイルス感染症発生以降の体制整備における課題や、整備スケジュールなどの把握を行う必要がある。また、事業内で構築するモデルを用いて、各市町村が簡便な推計を行い、支援ニーズや担い手数からのギャップが一定程度明らかとなることで、体制整備の必要性への気づきを改めて各市町村に対して促すことを目的とする。 具体的には、新型コロナウイルス感染症の影響も含め、成年後見制度利用促進に係る取組状況を外部委託調査により詳細な把握を行うとともに、市町村が権利擁護支援ニーズ等を簡便に推計できるモデルを構築する。 | | | | 2021-厚労-20-0945 | | |
| 施策の予算額(千円) | | 令和元年度 | | | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | | 政策評価実施時期 | 平成29年度 令和3年度 |
| | | 2,934,886,546 | | | 3,717,216,186 | | | 3,621,681,829 | | | | |
| 施策の執行額(千円) | | 2,828,231,230 | | | 3,871,406,108 | | | | | | | |
| 施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの) | | 施政方針演説等の名称 | | | | 年月日 | | 関係部分(概要・記載箇所) | | | | |
| | | 経済財政運営と改革の基本方針2020 | | | | 令和2年7月17日 | | 第2章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く 1. 感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げ-「ウィズコロナ」の経済戦略 (2)雇用の維持と生活の下支え ……生活困窮者に対し、緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付、住居確保給付金等による居住支援の強化による生活の下支えに万全を期す。 第3章 「新たな日常」の実現 4. 「新たな日常」を支える包括的な社会の実現 (3)社会的連帯や支え合いの醸成 ……地域共生社会に向けた包括的な支援体制の構築、……を進める。……成年後見制度の利用を促進する。 ……一人一人の事情に応じ、自己肯定感をもって社会参加できるよう本人の希望・ペースや個性等に沿ったひきこもり支援を推進する。 | | | | |
| | | 第204回国会における菅内閣総理大臣施政方針演説 | | | | 令和3年1月18日 | | 1 新型コロナウイルス対策 (暮らしと雇用を守る) 手元資金にお困りの方々への緊急小口資金は、昨年以來、5千億円が利用されており、返済を免除する特例も、3月末まで延長いたします。 | | | | |
| 第204回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣及び働き方改革担当大臣所信表明 | | | | 令和3年3月5日 | | (地域共生社会、障害者支援等) 地域共生社会の実現に向け、家庭の中で複合的な生活課題を抱えるケース等に対応するため、地域における包括的な支援体制の構築を始めとした社会福祉法等改正法に基づく取組を進めます。 成年後見制度の利用促進については、基本計画に基づき、地域連携ネットワークの中核となる機関の整備等の取組を推進します。 また、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、生活に困窮される方に対して緊急小口資金等の特例貸付や住居確保給付金の支給等を行ってまいります。生活保護制度については、運用の弾力化による速やかな保護の決定に取り組んでまいります。 | | | | | | |